

1989年4月1日施行

浦安ヨットクラブ会則

第一章 総則

- 第一条 本会は、浦安ヨットクラブと称し、事務局を千葉県浦安市に置く。
第二条 本会は、クラブ員相互の親睦交流とヨット技術の向上及びヨットを通じた地域社会への貢献を目的とする。

第二章 クラブ員

- 第三条 本会のクラブ員は、浦安マリーナに自己の艇を保留し、且つ、正規の年会費を納めた者とする。
第四条 本会に協力を希望する者は、正規の年会費を納めることにより賛助クラブ員となる事が出来る。
第五条 本会は、総会の推薦によって、顧問を置く事が出来る。
第六条 本会は、クラブ員が本会の名誉を著しく傷つけたと認められる時、又は、督促をするも二年以上の会費の滞納があった時は、総会出席者の三分の二以上の賛同を得て除名する事が出来る。

第三章 総会 運営委員会 役員

- 第七条 本会は、次の役員を置く。但し、運営委員には、全クラブ員が就任する。
(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 会計 1名
(4) 監事 2名 (5) 事務局 2名 (6) 広報 1名
尚、会長が必要と認める時には、臨時に専門委員を置く事が出来る。
第八条 本会の役員の報酬は、無償とする。
第九条 役員の仕事は、次の通りとする。
(1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
(3) 会計は、会の金銭や物品の出納を管理する。
(4) 監事は、会の円滑な運営に務め、会計を監査する。
(5) 事務局は、会の事務・通信業務を担当する。
(6) 広報は、ホームページの管理等を行い、会の行事や連絡事項の周知を行う。
第十条 総会は、本会の総意を議決する場とし、年1回開催する。その他、会長の判断又はクラブ員の三分の一以上の要求により臨時に開催する事が出来る。
第十一条 総会は、会員の半数以上（委任状を含む）の出席で成立する。
第十二条 役員の仕事は、二年とし再任を妨げない。
第十三条 運営委員会は、必要の都度開催する。連絡を受けた会員は、可能な限り出席に努めなければならない。
第十四条 本会の通常業務は、クラブハウスに設置する事務局で行う。

第四章 事業

- 第十五条 本会は、本則第二条の目的を達成する為に、次の事業を行う。
(1) 総会・運営委員会の開催
(2) 会報の発行
(3) 会員の日常の連絡・交流及び海洋活動の向上に資する事業

- (4) 関係団体との交流
(5) その他、本会の目的を達成する為に必要な事業

第五章 会費 会計

- 第十六条 本会の運営は、会費、寄附金及びその他の収入によって賄う。
第十七条 本会の会費は、総会で議決する。
第十八条 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
第十九条 本会の会計監査報告は、年1回総会に提出し、その承認を得なければならない。

第六章 補則

- 第二十条 本会則を改定する場合には、総会に於いて出席者の三分の二以上の賛同を得て議決される。

付則

- (1) 本会のクラブ員は、艇の大小に係わらず平等である。
(2) 新たにクラブに入会を希望する者は、本則第三条の条件を満たさなければならない。ただし、賛助クラブ員においては、本則第四条による。なお、入会時の年会費については、残日数に係わらず年額を納めるものとする。
(3) 本会を退会しようとする者は、その意思を口頭又は文書で役員に表明しなければならない。
(4) 特別な事情がある者は、その処遇を総会に委ねなければならない。
(5) 本会は、慶弔規定を設ける。対象はクラブ員死亡時とし、金額は時勢に合わせ支出できるものとする。

改定経過 2001.1.28 2004.1.25 2010.1.31 2018.1.28